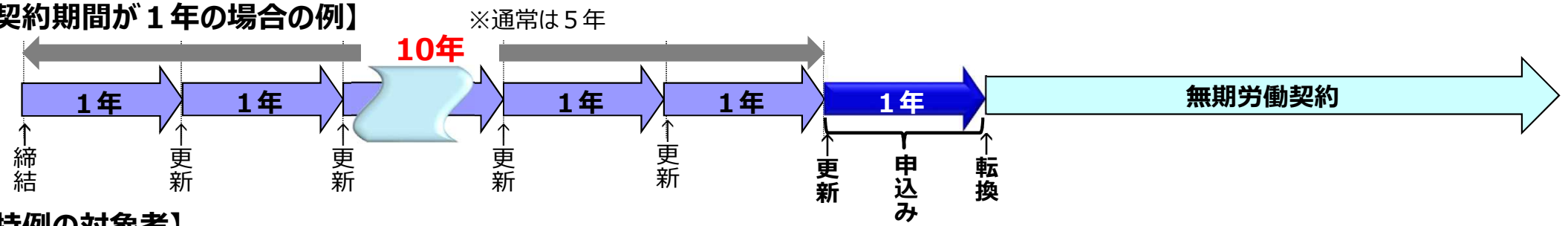


大学、研究開発法人等の研究者等に対する無期転換ルールの特例について

○ 有期労働契約が更新により通算5年を超えた場合には、労働者の申込みにより、無期転換できるが（無期転換ルール、労働契約法第18条）、大学等、研究開発法人等の研究者等については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（※）において、無期転換の申込みができるまでの期間を、通算10年とする特例が定められている。

（※）旧名：研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律

【契約期間が1年の場合の例】



【特例の対象者】

- ① 科学技術（人文科学のみに係るものも含む）に関する研究者等であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者
- ② 研究開発等に係る企画立案、資金の確保等の運営管理業務の従事者であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者
- ③ 共同研究開発等の業務に専従する研究者等であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有期労働契約を締結した者
- ④ 共同研究開発等の運営管理業務に専従する者であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有期労働契約を締結した者

【対象となる大学、研究開発法人、試験研究機関等】※研究開発法人、試験研究機関等は、同法及び同法施行令において限定列挙されている。

- <大学等>  
※大学と以下の大学共同利用機関
- 人間文化研究機構
    - ・国立歴史民俗博物館
    - ・国立国語研究所 等
  - 自然科学研究機構
    - ・国立天文台
    - ・基礎生物学研究所 等
  - 高エネルギー加速器研究機構
    - ・素粒子原子核研究所 等
  - 情報・システム研究機構
    - ・統計数理研究所 等

- <研究開発法人> ※全て独立行政法人
- ・日本医療研究開発機構
  - ・情報通信研究機構
  - ・酒類総合研究所
  - ・国立科学博物館
  - ・物質・材料研究機構
  - ・防災科学技術研究所
  - ・量子科学技術研究開発機構
  - ・科学技術振興機構
  - ・日本学術振興会
  - ・理化学研究所
  - ・宇宙航空研究開発機構
  - ・海洋研究開発機構
  - ・日本原子力研究開発機構
  - ・労働者健康安全機構
  - ・医薬基盤・健康・栄養研究所
  - ・国立がん研究センター
  - ・国立循環器病研究センター
  - ・国立精神・神経医療研究センター
  - ・国立国際医療研究センター
  - ・国立成育医療研究センター
  - ・国立長寿医療研究センター
  - ・農業・食品産業技術総合研究機構
  - ・国際農林水産業研究センター
  - ・森林研究・整備機構
  - ・水産研究・教育機構
  - ・産業技術総合研究所
  - ・石油天然ガス・金属鉱物資源機構
  - ・新エネルギー・産業技術総合開発機構
  - ・土木研究所・建築研究所
  - ・海上・港湾・航空技術研究所
  - ・自動車技術総合機構
  - ・国立環境研究所

- <試験研究機関等>
- ・科学警察研究所
  - ・科学技術・学術政策研究所
  - ・国立医薬品食品衛生研究所
  - ・国立保健医療科学院
  - ・国立社会保障・人口問題研究所
  - ・国立感染症研究所
  - ・国立障害者リハビリテーションセンター
  - ・動物医薬品検査所
  - ・農林水産政策研究所
  - ・国土技術政策総合研究所
  - ・気象研究所
  - ・地磁気観測所
  - ・環境調査研修所
  - ・消防大学校
  - ・技防衛装備庁航空装備研究所
  - ・陸上装備研究所
  - ・艦艇装備研究所
  - ・電子装備研究所
  - ・先進技術推進センター
  - ・千歳/下北/岐阜試験場
  - ・自衛隊中央病院
  - ・防衛大学校
  - ・防衛医科大学校
  - ・(独)農林水産消費安全技術センター
  - ・(独)製品評価技術基盤機構
  - ・(独)国立印刷局
  - ・国土地理院
  - ・海上保安大学校